

平成 26 年 12 月 24 日

本市入札契約制度の見直しについて

公共工事における中長期的な担い手の確保及びダンピング受注の防止等を目的として、平成 26 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が改正され、現在、国土交通省から、発注者を支援するための運用指針の骨子案が示されているところです。

本市では、骨子案段階から、入札契約制度の見直しを検討し、また、これまでの入札契約制度の課題も併せて検討を行い、制度の見直しを行いましたので、お知らせします。

なお、今後、この骨子案を踏まえ、運用指針が国土交通省から示される予定でございますので、随時、本市入札契約制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

【見直しの内容】（詳細は別紙を参照）

- 1 平成 27 年度契約案件（契約準備案件を含む）から実施するもの
 - (1) 総合評価一般競争入札の評価項目の追加
 - (2) 総合評価一般競争入札（簡易型）の評価方法の見直し
 - (3) 最低制限価格の端数調整
 - 2 平成 27 年 4 月 1 日以降の公告等の入札手続から実施予定のもの
下請建設業者の社会保険等未加入対策について（※）
- ※ この対策は、平成 26 年 12 月 25 日～平成 27 年 1 月 26 日までパブリックコメントを実施し、その意見内容を踏まえ川崎市契約規則（川崎市工事請負契約約款）の一部を改正する予定です。

問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課
電話 044-200-2096

本市入札契約制度の見直し内容

1 総合評価一般競争入札における主観項目加点の追加について

【目的】 中長期的な担い手の確保、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項の評価項目の追加

- ・若手技術者確保へのインセンティブ
- ・防災・減災等災害対応へのインセンティブ など

【主観項目加点の追加項目】

◆若手技術者配置への加点 若手技術者を入札参加申込日において35歳未満の者とし、技術者として配置した場合に <u>0.5点</u> 加点	◆建設機械の保有における加点 市内中小事業者が入札参加条件となる案件で、経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書において「建設機械の保有状況」に基づき、建設機械を所有している市内中小事業者に対して、 <u>0.5点</u> 加点	◆市内中小事業者を共同企業体の代表者、構成員とした際の加点 入札参加条件が市内中小事業者又は準市内事業者を代表者、構成員とすると併記された案件で、市内中小事業者が代表者又は構成員になった場合は <u>1.0点</u> 加点
--	---	---

【実施時期】 平成27年度契約案件から（契約準備案件含む）

2 総合評価落札方式 簡易型の評価方法の見直しについて

【目的】・現在、2項目以上3項目以下を提案することとし、うち1項目以上評価できる場合、一律に5点を付与しており、施工計画に係る提案書による評価点の差がつかないため、差を設ける。
・仕様をほぼ踏襲するような提案は、評価しない。

見直し内容

(1) 評価点の差異を設定

【現状】

1項目以上評価できる場合、5点（無効な提案が1項目でもあれば無効とし落札者にならない）

【見直し案】

評価できる提案が1項目→0.5点、同2項目→2.5点、同3項目→5点

(2) 提案様式の改正

【現状】

様式の枠内で課題とその解決のための独自の工夫を記載

【見直し案】

課題設定を記載する欄と課題解決のための独自の工夫を記載する欄を分ける。

【実施時期】 平成27年度契約案件から（契約準備案件含む）

3 下請事業者の社会保険未加入対策について

【目的】 建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保

【対象】 工事請負契約案件、建設業者
※下請総額3,000万円（建築4,500万円）以上

【対策の内容】

1 元請建設業者への対策（既に対応済）
平成21年度 業者登録要件で社会保険等加入業者に限定

2 一次下請建設業者への対策

（平成27年4月1日公告等の入札手続案件からを予定）

(1) 契約事項で、元請建設業者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約は原則 禁止とする。

ただし、未加入でも、30日程度猶予期間を与え、それまでに加入手続をすればペナルティは課さない。

(2) ペナルティ（対象は全て元請建設業者）

- ・制裁金（当面の間は課さない予定）
- ・指名停止（契約違反 2週間～4ヶ月予定）
- ・成績評価の減点（指名停止により10点から13減点予定）

(3) 未加入が確認された場合の 建設業許可権者への通報

※2次下請以下の建設業者の場合も、社会保険等の未加入が確認できた場合は、通報します。但し、2（2）のペナルティは課しません。

【パブリックコメント】（対象及び対策内容2について）

意見募集期間 平成26年12月25日（木）～平成27年1月26日

※募集した意見内容を踏まえ、工事請負契約約款の一部改正を予定

4 その他 工事における最低制限価格の端数調整について

【目的】 低入札価格調査制度の失格基準との整合性を図る。

本市建設工事（入札）の円滑な実施

【内容】 最低制限価格（税抜） 1万円未満を切捨て

【実施時期】 平成27年度契約案件から（契約準備案件含む）